

令和 8 年 1 月 16 日

参 加 希 望 業 者 様

支出負担行為担当官
宮城県警察会計担当官

見積合わせ通知書

見出しのことについて、下記のとおり見積合わせを実施するので、参加を希望する場合は見積書を提出してください。

1 品名・規格・数量等

番号	品名	規格	数量	単位	備考
1	逮捕術用警棒 ほか別紙のとおり				

2 見積書提出期限

令和8年1月26日(月) 午後 3 時まで

3 見積書提出場所

〒980-8410 宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号
宮城県警察本部 2 階 会計課分室 調度係
TEL:022-221-7171 (内線:2235) FAX:022-221-7187

4 納品場所

〒981-1240 宮城県名取市愛島郷 2 丁目 1 -25
宮城県警察学校庶務科
TEL:022-381-1777

5 納入期限

令和8年3月31日(火)

6 その他

- (1) 見積書の日付は、作成日としてください。
- (2) 宛名は「支出負担行為担当官 宮城県警察会計担当官 杉本 伸正」としてしてください。
- (3) 消費税の 1 円未満の端数は切り捨てとしてください。
- (4) 発注する場合のみ、連絡いたしますのでご了承ください。

別紙

品 目	規格	数量	単位	備考
逮捕術用警棒	九櫻 69955	20	本	
キックミット	九櫻 RNO75	5	個	
ボール空気入れ	モルテン HPGB 青色	2	個	
バスケット用リングネット	エバニュー EKE455 2枚1組	2	組	

オープンカウンター方式についての注意事項

オープンカウンター方式とは、見積合わせにおいて、見積りの相手方を特定せず、見積合わせへの参加を希望する業者からの見積書提出により、受注者を決定する方式です。

オープンカウンター方式による見積合わせへの参加を希望する場合は、下記の事項を遵守してください。

記

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

原則として次に定める条件を全て満たす者とする。ただし、案件ごとに参加資格を定めている場合には、当該参加資格を有している者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当するものとする。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2 問い合わせ先

仕様に関すること（仕様の詳細、同等品の確認等）及び見積書の提出に関することは、

〒980-8410 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県警察本部会計課 調度係 TEL:022-221-7171（内線:2235）

へお問い合わせください。

3 見積書の提出等

見積書は次のいずれかの方法により提出してください。

- (1) 持参又は郵送

〒980-8410 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県警察本部2階 会計課分室 調度係

- (2) F A X

022-221-7187

なお、F A Xで提出された見積書については、「代表社印等の押印を省略した書類」として取り扱います。

※ 代表者印の押印を省略した場合には、

①見積書を発行することができる権限を有する者の氏名（フルネーム）及び連絡先

②事務担当者の氏名（フルネーム）及び連絡先

を見積書に必ず記載してください。（不備がある場合は無効となります。）

※ 見積書の提出は、提出方法を問わず、見積合わせ通知書に記載の見積書提出期限必着とし、郵送される場合は封筒の表に「（案件名）の見積書在中」と必ず朱書きしてください。

※ 見積合わせ通知書に「同等品可」の表記がある場合において、同等品により見積書を提出する場合は、**見積書提出期限の前日**までに、2に記載の問合せ先へ同等品の確認を行ってください。

4 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書はこれを無効とします。

- (1) 必要な資格を満たさない者が提出したもの
- (2) 同一の調達案件において、複数提出されたもの
- (3) 見積書の記載、押印に不備があるもの
- (4) 金額を訂正したもの
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの
- (6) 提出期限までに到着しなかったもの
- (7) 不当な価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められるもの

5 契約相手方の決定

提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限範囲であり、かつ、最低価格を提示した者を契約の相手方とします。

見積額は、特段の指示がない場合は、当該案件の履行に係る一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載してください。

契約金額は原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

6 見積合わせ結果について

契約の相手方と決定した者にのみ通知します。

7 契約書作成の要否について

調達案件や契約金額によっては、契約書又は請書を作成を求める場合があります。

8 その他

- (1) 見積書作成に要する一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 上記5において、同価格の見積が2者以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定に準じ、くじにより決定します。
- (3) 参加者不在の場合又は予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合は、別途選定した者に見積書を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 都合により調達を中止する場合があります。